

中空系膜濾過装置事件

〔判決のポイント〕

中空系膜濾過装置に置いて仕切板を配設する構成は、本件特許発明が前提としている技術的構成であり、新規性を構成する本質的な技術事項であるとはいえないから、引用文献 2 に記載の仕切板を引用文献 1 に記載の発明に適用して本件発明とすることは、当業者が容易に相当し得る事項であるとした。

上記理由により、特許庁での無効審判請求が成立しなかった本件特許の無効理由を認めて、原告の本訴請求は権利濫用により許されないと判決した。

〔事件の表示、出典〕

H.15. 7.30 東京地裁 平成 14 (ワ) 2473、最高裁 HP

〔参照条文〕 特 29 条

〔キーワード〕 権利濫用、容易想到性、技術分野の相違、本質的事項

1. 事実関係

(1) 事件の経緯

本件は、平成 15 年 4 月 7 日に口頭弁論を終結し、判決言渡日を、当初、6 月 25 日と指定した。

本件特許に係る無効審判事件（無効 2002 - 35245 号）について、6 月 17 日付で、「本件無効審判請求は、成り立たない」旨審決された。

上記審決を受けて、原告から、口頭弁論の再開が申し立てられたが、裁判所は、弁論は再開しないが、当事者から事実上の主張を確認するため、判決言渡日を 7 月 30 日に延期した。

(2) 本件特許発明

原告の有する特許（特許第 1851891 号）に記載の発明

- A 少なくとも流入口と流出口を設けた容器本体と、前記容器本体に配設した仕切板と、前記仕切板に固定された中空系膜モジュールとから構成された中空系膜モジュールとから構成された中空系膜濾過装置において、
- B 前記中空系膜モジュールは
 - a 取水管（18）と、
 - b 前記取水管（18）の周囲に配設された多数本の中空系膜フィルタ（19）と、

- c 前記取水管(18)と前記中空系膜フィルタ(19)の両端を解放状態で接着固定した端部材(21)とから構成され
- C 前記中空系膜フィルタ(19)内に浸透した処理液の一部が前記中空系膜フィルタ(19)の中空部の下端から取水管に流れるようにしたことを特徴とする
- D 中空系膜濾過装置

(3) 引用発明

特公昭53-35869号公報(「引用例1」)に記載の発明

引用例1には、「流入口及び排出口を設けた耐圧管18と、耐圧管18内に固定された浸透膜モジュールとから構成された液体濾過装置において、前記浸透膜モジュールは、連通管13と、連通管13の近傍に配設された多数本の中空フィラメント1と、連通管13と中空フィラメント1の両端を開放状態で接着固定したチューブ8とから構成され、中空フィラメント1内に透過した透過液の一部が中空フィラメント1の中空部の一端から連通管13に流れるようにした液体濾過装置。」が記載されている。

ただし、以下の点は記載されていない。

- ア) 仕切板が存在せず、仕切板に中空系膜モジュールが固定されていない
- イ) 処理液の一部が中空系膜フィルタの中空部の一端から流れるが、その一端が「下端」であるとの記載がない
- ウ) 中空系膜の配置箇所が取水管の「近傍に」としか記載されていない(取水管の周囲であるかどうか不明)

特開昭58-183916号公報(「引用例2」)に記載の発明

中空系膜モジュールを上下方向に配置した濾過装置が図示されている。また、該濾過装置は濾過液体Aと濾過液体Bとに分ける仕切板が設けられている。

2. 争点

本件発明は、進歩性を欠く無効理由があるか

- 1) 引用例1に記載の発明と引用例2に記載の発明は技術分野が異なるため、引用例1に記載の仕切板を引用例2に記載のろ過装置に適用することは困難といえるか。
- 2) 引用例1に記載の発明では、中空系膜フィルタの中空部内の圧力損失の影響を少なくするという課題は存在しないか。
- 3) 引用例1に記載の発明の構成では、従来のI型モジュールに比べて最大2倍の透水量が得られるという本発明の作用効果が奏しないか。

3. 裁判所の判断

1) 引用例 1 に記載の発明と引用例 2 に記載の発明とは、中空糸膜を濾材とする逆浸透法の濾過装置であることが認められ、技術分野を共通する。また、仕切板の存在する中空糸膜ろ過装置は本件発明の前提技術であるから、これを引用例 1 に記載の発明に適用することは、当業者が容易に想到し得る。

(理由)

- a) 引用例 1 には、「中空糸状の多孔質膜は、・・・限外ろ過や逆浸透用の膜として工業的にも採用されている」との記載がある。
- b) 「逆浸透法・限外ろ過法・応用 膜利用技術ハンドブック」には、「逆浸透法、限外ろ過法、精密ろ過法では選択透過性膜を用いて、圧力を推進力として、溶液を分離しようとするものであり、ひとまとめにして透過法と呼んでもよい。」との記載がある。
- c) 「改定四版 化学工学便覧」には、「一般に、加圧下で膜を透過させて分離しようとする分離法には、ろ過、精密ろ過、限外ろ過などの方法があり、この順にろ過されるものの大きさが小さくなり、最後の限外ろ過ではコロイドや高分子量のものを分離するのに用いられるが、逆浸透法はさらに低分子量の、無機塩類まで分離しようとする方法である」との記載がある。
- d) 本件特許の訂正明細書では、本件発明の先行技術として、仕切板の存在する中空糸膜ろ過装置が記載されている。

2) 引用例 1 の記載の発明においても、本発明と同様の技術的課題及びこれを解決する構成が示されている。

(理由)

引用例 1 に記載の発明は、「中空糸膜フィルタ 1 内に透過した透過液の一部が中空フィラメント 1 の中空部の一端から連通管 1 3 に流れるようにした」ことにより、中空フィラメント 1 の両端から透過液を取り出すことができるから、本件発明と同様に、中空フィラメント 1 内の圧力損失の影響を減少させるという効果を有する。

3) 869 公報記載の発明においても、本件発明と同様に、中空フィラメントの両端から処理液を取り出すという構成を有するから、本件発明と同様の効果を奏する。

(理由)

本件発明では、「従来の I 型モジュールに比べて約 2 倍の透水量が得ることができる」とされている点については、I 型モジュールとの対比において、処

理液中空糸膜フィルタの両端から取り出すことになるという本件発明における処理液の取水構造を説明するにすぎず、定量的にI型モジュールに比べて透水量が約2倍になるという効果を記載したものではない。

4. 実務上の指針

(1) 容易想到性の判断

本件判例は、引用例2に記載される仕切板を引用例1に記載のろ過装置に適用することについて、仕切板が前提技術であり、本質的部分ではないこと、

引用例1に記載のろ過装置と引用例2に記載のろ過装置は技術分野が同一といえる、ことを理由として、当業者が容易に想到し得ると認定した。

確かに、本件発明と引用発明との相違点が、発明の特徴的部分であるか、そうでないかによって、当該相違点を他の公知発明に適用することの困難性に差異が生じるとの考え方は同感できるものである。容易相当性の判断において、裁判所が、相違点の本件発明における重要性を考慮している点は、今後の実務においても十分参考にすべき点といえる。

また、裁判所がこのような認定において、本件特許の明細書の記載を考慮して判断している点も留意すべきである。公知文献だけでなく、本件明細書の従来技術の欄も判断材料として採用している点は、注目すべき点である。

次に、技術分野の同一性については、裁判所の判断は、現場の技術者の感覚に比較してよりマクロ的にとらえている嫌いもあるが、裁判においては、証拠が重視される以上、文献に基づいたストーリーが展開できるかどうかに関わってくる。

さらに、効果については、本判例ではあまり重視していないようにも思えるが、裁判所は、「I型モジュールに比べて約2倍の透水量」という効果が、訂正請求により新たに追加された事項である点を考慮して、定性的なものに過ぎないと認定している点に注意すべきである。

(2) 無効審判との関係

本件のような判決が、今後地方裁判所において、次々と出されることが予想される。原告としては、侵害訴訟の敵に際して、特許の有効性について調査をするとともに、無効主張に対する反論を十分検討しなければならない。被告としては、特許庁に対する無効審判請求だけでなく、侵害裁判所における無効主張が極めて重要な防御方法となることが明確となった。

(弁理士 山田 勇毅)